# AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応

産業構造審議会知的財産分科会 第51回特許制度小委員会 令和7年1月17日



## AIと産業財産権制度に関する近時の動き

- AIの技術発展に伴い、AI技術を活用した研究開発が普及しつつあり、短時間で大量の成果物を生成することが可能となっている。また、特許出願において、人工知能が発明をした者とする事案も発生した。
- 政府全体の動きとして、内閣府では、「AI時代の知的財産権検討会」が開催され、AIと知的財産権について議論がされた。また、「知的財産推進計画2024」では、特許法に関する施策に関し、「AIが自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについては、技術の進展や国際動向、ユーザーニーズ等を踏まえながら、発明者認定への影響を含め、引き続き必要に応じた検討を特許庁は関係省庁と連携の上で進めることが望ましい」とされた。
- ▶ 特許庁においては、令和5年度にAIと特許法に関する調査研究を実施し、令和6年度においても、技術の進展を見据える形でAIと特許法及び意匠法に関する調査研究を実施中。

	<i>,</i> , , ,	
令和5年5月	$\sim$	内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 「AI戦略会議」
8月	~	特許庁 令和5年度調査研究(「AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」) ✓ 報告書公表(令和6年4月)
10月	~	内閣府 知的財産戦略推進事務局 「AI時代の知的財産権検討会」 ✓ 中間とりまとめ公表(令和6年5月)
令和6年3月	~	特許庁 政策推進懇談会 ✓ 中間整理公表(令和6年6月)
5月		ダバス事件第1審判決(東京地判令和6年5月16日(令和5年(行ウ)第5001号))
6月		<ul> <li>知的財産戦略本部「知的財産推進計画2024」公表 (施策の方向性より一部抜粋)</li> <li>▶ 2023 年度の調査研究結果(「AI を利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究」)を踏まえつつ、2024 年度も引き続き深掘り検討を行う。</li> <li>▶ 生成 AI 技術の発達など、企業活動における DX が進展する中、産業財産権制度 にも新たな課題が生じている。DX 時代にふさわしい産業財産権制度の 在り方について検討を行う。</li> </ul>
7月	$\sim$	特許庁 令和6年度調査研究(「生成AIを利用したデザイン創作の意匠法上の保護の在り方に関する調査研究」)
		特許庁 令和6年度調査研究(「AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究」)
8月	$\sim$	内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 「AI制度研究会」

# AI時代の知的財産権検討会中間とりまとめ

- ▶ 「AI時代の知的財産権検討会」において、AIと特許法については、①AIを利用した発明の取扱いの在り方及び②AIの利活用拡大を見据えた進歩性等の特許審査実務上の課題について検討が行われた。
- ▶ 同検討会の中間とりまとめ(令和6年5月)にて、以下の考え方及び課題が示された。

#### ①AIを利用した発明の取扱いの在り方

- ▶ 現時点では、自然人による発明創作過程でその支援のために AI が利用されることが一般的。
- > このような場合、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与 した者を発明者とするこれまでの考え方に従って自然人の 発明者を認定すべき。
- AI を利用した発明についても、モデルや学習データの選択、 学習済みモデルへのプロンプト入力等において、自然人が 関与することが想定されており、そのような関与をした者 も含め、発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したと認 められる者を発明者と認定すべき。
- ⇒ 今後、AI 技術等のさらなる進展により、AI が自律的に発明の特徴的部分を完成させることが可能となった場合の取扱いについては、技術の進展や国際動向、ユーザーニーズ等を踏まえながら、発明者認定への影響を含め、引き続き必要に応じた検討を特許庁は関係省庁と連携の上で進めることが望ましいと考えられる。
- AI 自体の権利能力 (AI 自体が特許を受ける権利や特許権 の権利主体になれるか) についても、国際動向等も踏まえ ながら、引き続き必要に応じて検討を進めることが望ましい。

#### ②進歩性等の特許審査実務上の課題

- 現時点では、発明創作過程における AI の利活用の影響によりこれまでの特許審査実務の運用を変更すべき事情があるとは認められない。
- ▶ 実施可能要件及びサポート要件に関しても、AI の利活用を 踏まえた技術常識や技術水準把握した上で、これまでの運 用に従って判断を行うべき。
- ▶ 例えば、AI を用いた機能・性質の推定等の技術がより発展 した場合には、これまでの進歩性や記載要件の考え方では イノベーションの成果を適切に保護することができなくな る可能性もあるが、そのような場合の発明の保護の在り方 については、今後の AI 技術等の進展を見据えつつ、必要 に応じて適切な発明の保護の在り方について検討を進める ことが望ましい。
- ▶ 特許審査プロセスへの AI の積極的な活用、発明等の創造・保護・活用の各過程における AI 技術の活用(例えば、特許性の検討等の出願や権利化をサポートする AI サービスの開発・利用等)を通じたイノベーションの創出についても、AI 技術の進展の状況を踏まえて検討を進めることが望ましい。

# ダバス事件の概要

- ▶ 原告は、国際出願をしたうえ、発明者の氏名の欄に「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載した国内書面を提出した。
- ▶ これに対し、特許庁は、発明者の氏名として自然人の氏名を記載するよう補正を命じたものの、原告が補正をしなかったため、発明者は自然人に限るとして出願を却下した。
- ▶ 原告は、①特許法はAI発明の保護を否定していないこと、②AI発明の出願において「発明者」の 氏名は必要的記載事項ではないことから、出願却下処分が違法であると主張して、同処分の取消 しを求めた。
- ⇒ 特許法に規定する「発明者」は自然人に限られるか(=AIは「発明者」に該当し得るか) 問題となった。



# ダバス事件第一審判決の判旨 (東京地判令和6年5月16日 (令和5年 (行ウ) 第5001号))

- ▶ 特許法に規定する「発明者」は、自然人に限られるものと解するのが相当である。
- ▶ 特許法にいう「発明者」が自然人に限られる旨の前記判断は、上記実務上の懸念までをも直ちに 否定するものではなく、原告の主張内容及び弁論の全趣旨に鑑みると、まずは我が国で立法論と してAI発明に関する検討を行って可及的速やかにその結論を得ることが、AI発明に関する産業政 策上の重要性に鑑み、特に期待されているものであることを、最後に改めて付言する。

※判決より抜粋して作成。

▶ 判決中で示されている原告の主張にかかる「実務上の懸念」とは、以下のとおり。

### 1.AI発明の引用発明適格性

特許法上の「発明」が自然人による発明に限定されると解釈すると、特許法29条1項各号が 定める公知の発明、公然実施発明等(引用発明)にもAI発明が含まれない。

#### 2.発明者の僭称問題

- (1) 僭称による出願の増加
  - 発明者を自然人に限定したうえで、発明者の氏名を必要的記載事項にすることによって、AI発明の保護を受けるため、願書の【発明者】の【氏名】の欄に適当な自然人を特定して特許を受けようとするおそれ。
- (2) 僭称により出願された特許の無効手段
  - 冒認出願として無効化するとしても、特許法123条2項に基づき無効審判を請求することができる者は「特許を受ける権利を有する者」に限定されているところ、AI発明においては「特許を受ける権利を有する者」がおらず、無効理由を主張することができる者が存在しないこと。

# 海外動向一主要国の知財戦略

▶ 主要国・地域において、AI技術の進展に伴う環境変化について多方面での対応を進めている状況にあり。

		主要な知財戦略 / 環境変化への対応
米	長期戦略	「2022-2026 Strategic Plan」 ・米国特許庁のビジョンやミッション、知財施策等を記載。米国のイノベーション力の維持・強化を重視
	環境変化 対応	・大統領令を発出、イノベーション促進とリスク対応を各省庁に指示。 <b>米国AI安全研究所を設置</b> ・通商法301条に基づく中国への技術移転/ライセンス取引の制限、新技術分野における輸出/投資制限
欧	長期戦略	「Intellectual Property Action Plan」 ・欧州単一特許制度の早期発効、国際標準特許の透明性確保、欧州データ戦略等を記載
	環境変化 対応	・各種のデータ・ <b>AI関連法</b> を相次いで制定、GAIA X等のデータ基盤を整備 ・欧州経済安全保障戦略を策定、先端技術の流出を防ぐための規制を強化 ・サステナビリティ関連の各種ルール形成で主導権確保を狙う
ф	長期戦略	「知識産権強国建設網要2021-2035年」 ・知財権の創造、活用、保護、管理とサービスレベルを全面的に向上させることを記載 ・2025年までに知財権強国建設への成果を上げ、2035年までに知財権の総合的競争力を世界トップレベルとすることを記載
	環境変化 対応	・AI、ビッグデータなど新分野の知財権立法を加速化、AI生成物の知財権保護規則の整備を検討 ・サプライチェーンの強化(半導体や先端技術の国産化)、輸出管理法やデータ安全法の制定
韓	長期戦略	「国家知識財産基本計画2022~2026」 ・国家戦略分野コアIPの競争力確保、イノベーション成長持続とスタートアップ育成、デジタルIP 侵害防止・保護能力強化が大目標
	環境変化 対応	・AI等のデジタル新技術を活用したIP分析を通じてコア(標準)IPを先取り、グローバル主導権を確保 ・AI創作物に対する権利保護検討のため、国際動向を考慮して著作権法改正又は特別法制定 ・AI等の核心技術分野の国際標準人材プールを拡大、専門家を選定して国際標準会議の参加及び対応を支援

### 令和5年度 AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究の背景・概要

- ▶ 近年は生成AIが急速に進歩しており、創作過程におけるAIの利活用が拡大することが見込まれ、 それによって生まれた発明を含む特許出願が増えることが予想される。また、諸外国においても AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方について議論がなされていることを背景として、 令和5年度時点におけるAIの技術レベルを前提として調査研究(※)を実施。
  - (※) 令和5年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究 「AIを利活用した創作の特許法上の保護の在り方に関する調査研究報告書」(令和6年3月 デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社)

#### ■ 令和5年度調査研究の概要

### ■国内アンケート調査

対象: AIに関連する技術を活用している企業、研究機関等 125者(有効回答 41/125者)

■国内ヒアリング調査

対象:12者

### ■公開情報調査

- ➤ Google、Amazon、Meta、Microsoft (Open AIを含む) の4社について発明の創作過程 におけるAIの利活用状況に関する開発・提供中のサービス及びその他の企業等について 発明の創作過程におけるAIの利活用の状況の調査を実施。
- ▶ 特許審査実務上の課題及びAI自律発明の取扱いに関する課題について、①発明該当性、 ②進歩件、③記載要件、④発明者の4つの観点に基づいて、国内外の論文等の調査を実施。

### ■海外質問票調査

対象:8者(米国2者、欧州 (EPO)1者、英国2者、中国 1者、韓国2者)

### ■海外ヒアリング調査

対象:5者(米国1者、欧州 (EPO)1者、英国1者、中国 1者、韓国1者)

#### ■委員会

学識経験者、弁理士及びAIの技術者等4名(うち1名は委員長)で委員会を設置し議論を実施した(令和5年10月から令和6年2月まで計3回開催)。

本調査研究の有識者による委員会での議論の結果概要は以下のとおり。

- ▶ 現時点において、発明の創作過程におけるAIの利活用の影響により、従来の特許法による 保護の在り方を直ちに変更すべき特段の事情は発見されなかった。
- ▶ 一方で、AI関連技術は今後更に急速に発展する可能性があるため、引き続き技術の進展を 注視しつつ、必要に応じて適切な発明の保護の在り方を検討することが必要。

# 令和5年度調査研究の結果概要

### (1)最新のAIの技術水準や、発明の創作過程におけるAIの利活用の状況

- ▶マテリアルズ・インフォマティクスにより、新規材料の開発が効率化。
- ▶発明の創作過程における生成AIの利用方法が検討され始めている(例:壁打ち等)。
- ▶<u>現在のAIの技術水準では、発明の創作に人間の関与が一定程度必要であり、AIが自律的に発明を</u> 創作する事例は確認されなかった。

### (2) 創作過程におけるAIの利活用の拡大により生じる特許審査実務上の課題

- ▶進歩性判断への影響について**現段階では**、当業者が用いる出願時の技術常識や研究開発のための通常の技術的手段等にAIが含まれることを考慮すれば、**現行の考え方を維持することが適切**。
- ▶一方で、**今後AIが更に発展することにより、技術分野を超えて発明を組み合わせることが容易になる等、進歩性の動機付け等の実務に影響を与える可能性があるという指摘もあった。AI技術の進展や諸外国の状況を引き続き注視していく必要がある**。

### (3) AIによる自律的な発明の取扱いに関する課題

- ▶創作過程にAIが利用された発明について、現状は発明の創作に人間の関与が一定程度必要であることから、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者を発明者とする現行の発明者要件の考え方で対応可能であるという意見が多数であることが確認された。
- ▶今後AIが更に発展し人間の関与が小さくなったとしても、創作的に関与する者がいる限り、その者を 発明者として認定すれば良いという指摘もあった。

# 令和6年度調査研究の背景・概要

- 令和5年度調査研究にて「AI関連技術は今後更に急速に発展する可能性があるため、引き続き技術の進展を注視しつつ、必要に応じて適切な発明の保護の在り方を検討することが必要」と指摘された。
- ▶ 内閣府知的財産戦略推進事務局の「AI時代の知的財産権検討会」における中間とりまとめ(令和6年5月)やダバス判決、海外では米国特許商標庁(USPTO)「AI 支援発明に関する発明者ガイダンス」など、令和5年度調査研究実施後においても、状況が変化し続けている。
- ▶ 発明創作過程において用いられる現状のAI技術の技術水準(AIの予測精度、発明を創作する能力等)の把握、現時点における発明の保護の在り方に関する課題・対応策等及び将来的な発明の保護の在り方に関する課題・対応策等を分析する調査研究(※)を実施中。

(※) 令和6年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究 「AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方に関する調査研究」(知的財産研究所)

### ■ 令和6年度調査研究の概要

### ■国内ヒアリング調査

対象:AI研究機関等、企業等、 法学者等

#### ■海外質問票調査

対象:米国、欧州(EPO)、英国、独国、中国、韓国

#### ■公開情報調査

- ▶ 発明創作過程に用いられ得るAI技術の国内外の最新動向に関連する調査報告書等。
- ➤ AIを利用して創作した発明(AI自律発明を含む)や明細書等作成にAIを利用した特許出願に関する各国の特許制度及び運用、議論、並びにそれらに影響を与えた裁判例(日本、米国、欧州、英国、独国、中国、韓国)の調査。

#### ■委員会

調査研究に関して専門的な視点からの検討、分析、助言を得るために、本調査研究に関して専門的な知見を有する者(学識経験者、弁護士、弁理士等)6名程度(1名を委員長とする)で構成される調査研究委員会を設置する。

## 御議論いただきたい事項

- ▶ 本小委員会では、AI技術の発達を踏まえた検討課題及びこれに対する制度的措置の方向性について、検討を進める予定。
- ▶ 本日の小委員会(第51回)では、AIと産業財産権制度に関する政府の動き、国内の裁判例の御紹介、海外主要国の知財政策の概要、令和5年度調査研究の結果及び令和6年度調査研究の概要について御紹介した。
- ▶ AIと知的財産権に関しては、内閣府「AI時代の知的財産権検討会中間とりまとめ」(令和6年 6月)において、一定の考え方が示されたり、令和6年5月には、特許法に規定する「発明者」 は自然人に限られるとする判決(ダバス事件第一審判決)など、状況が日を追うごとに変化している。国際的には、米国特許庁が発明者適格に関するガイダンスを公表するなど各国の動きも活発である。
- ▶ <u>弊庁では、第16回意匠制度小委員会</u>(令和6年12月6日開催)においてもAIと意匠法に関する 論点について議論を行ったり、特許制度及び意匠制度に関する調査研究も実施するなど、AIと産業財産権に関する論点に正面から向き合い、検討を行っている。
- > <u>次回の小委員会(第52回)では、米国特許庁の発明者適格に関するガイダンス等の国際的な動向</u> <u>やAIを研究開発に利活用する事例、今後想定される論点案などを事務局で整理しお示しした上で、</u> 御議論いただくことを予定している。



本格的な議論は次回の小委員会(第52回)を予定しているが、 本日の御説明に関して、御意見や御質問があればお聞かせいただきたい。